

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年4月6日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴円町361番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	075(778)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年3月19日に提出した有価証券届出書及び2021年3月26日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2021年4月5日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本件第三者割当に至る経緯

エ. 債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

2. 臨時報告書の提出

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本件第三者割当に至る経緯

(訂正前)

エ. 債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、本出資契約の締結・公表と同時に本事業再生ADR手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、本日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込みを行い、本日受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えていただく効果が伴います。また、当該一時停止を2021年4月5日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）で本対象債権者に同意（追認）いただいた場合には、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）までの間、返済を猶予いただくこととなります。

このように今後、当社は、本事業再生ADR手続において、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者の皆様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承をいただく予定です。その後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生ADR手続の成立を目指しているものの、本事業再生ADR手続の成立には、全のお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があり、かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

（省略）

（訂正後）

エ．債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、本出資契約の締結・公表と同時に本事業再生ADR手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、2021年3月19日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込みを行い、2021年3月19日受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えていただく効果が伴います。

その後、2021年4月5日に開催した本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）において、当該一時停止について本対象債権者に同意（追認）いただくとともに、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）までの間、返済を猶予いただくことをご承認いただきました。

今後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生ADR手続の成立を目指しているものの、本事業再生ADR手続の成立には、全てのお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があり、かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

（省略）

ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただきました。

今後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合若しくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

また、本事業再生計画案において要請する予定の債権放棄額は、本事業再生計画案が成立した場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当する水準となることが想定されます。

（省略）

2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年3月26日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2021年3月26日提出の臨時報告書）

（省略）

（2021年3月26日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第57期有価証券報告書の提出日（2021年3月26日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2021年4月6日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2021年3月26日提出の臨時報告書）

（省略）

（2021年3月26日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

（省略）

（2021年4月6日提出の臨時報告書の訂正臨時報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合を目的とする、2021年5月28日開催予定の臨時株主総会を招集することを決議したことについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2021年3月19日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2021年3月26日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2021年4月5日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 訂正事項

(1) 本株式併合の目的

エ．債務免除の要請及び本事業再生A D R手続の正式申込

3 訂正箇所

訂正箇所は _____ 欄で示しております。

(1) 本株式併合の目的

(訂正前)

エ．債務免除の要請及び本事業再生A D R手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、割当予定先と締結する出資契約の締結・公表と同時に本事業再生A D R手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、本日付「事業再生A D R手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生A D R手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生A D R手続利用についての正式な申込みを行い、本日受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えていただく効果が伴います。また、当該一時停止を2021年4月5日開催予定の本事業再生A D R手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）で本対象債権者に同意（追認）いただいた場合には、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）までの間、返済を猶予いただくこととなります。

このように今後、当社は、本事業再生A D R手続において、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者の皆様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承をいただく予定です。その後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生A D R手続の成立を目指しているものの、本事業再生A D R手続の成立には、全のお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があり、かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

（省略）

（訂正後）

エ．債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、割当予定先と締結する出資契約の締結・公表と同時に本事業再生ADR手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、2021年3月19日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込みを行い、2021年3月19日に受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えていただく効果が伴います。

その後、2021年4月5日に開催した本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）において、当該一時停止について本対象債権者に同意（追認）いただくとともに、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）までの間、返済を猶予いただくことをご承認いただきました。

今後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生ADR手続の成立を目指しているものの、本事業再生ADR手続の成立には、全てのお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があり、かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

（省略）